

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

規則	ページ
秋田県県税条例施行規則及び秋田県県税事務取扱規則の一部を改正する規則 (八三・税務課).....	1

規 則

秋田県県税条例施行規則及び秋田県県税事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十二月二十六日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第八十三号

秋田県県税条例施行規則及び秋田県県税事務取扱規則の一部を改正する規則

(秋田県県税条例施行規則の一部改正)

第一条 秋田県県税条例施行規則(昭和三十九年秋田県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三款 利子等に係る県民税(第二十一条の二)」を「第三款 利子等
 第四款 特定配
 第五款 特定株

に係る県民税(第二十一条の二)

当等に係る県民税(第二十一条の三)

式等譲渡所得金額に係る県民税(第二十一条の四)」に改める。

第三条第一項中「第七十一条の二十三」の下に「、法第七十一条の四十四、法第

七十一条の六十四」を加える。

第十五条の表中「第七十一条の十五第四項」の下に「、法第七十一条の三十二第

四項、法第七十一条の三十五第五項、法第七十一条の三十六第四項、法第七十一条の五十二第四項、法第七十一条の五十五第五項、法第七十一条の五十六第四項」を、「第七十一条の十七第一項」の下に「、法第七十一条の三十八第一項、法第七十一条の五十八第一項」を加える。

第二章第一節に次の二款を加える。

第四款 特定配当等に係る県民税

(更正に係る関係都道府県知事への通知)

第二十一条の三 秋田地域振興局長は、法第七十一条の三十二第一項の規定により配当割の課税標準額又は税額を更正したときは、その旨を関係都道府県知事に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知書の様式は、様式第六百六十二号の三によるものとする。

第五款 特定株式等譲渡所得金額に係る県民税

(更正に係る関係都道府県知事への通知)

第二十一条の四 秋田地域振興局長は、法第七十一条の五十二第一項の規定により株式等譲渡所得割の課税標準額又は税額を更正したときは、その旨を関係都道府県知事に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知書の様式は、様式第六百六十二号の四によるものとする。

第三十条の三第一項中「又はその写しを」を「を提示し、又は」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その者が同一の事由により既に申請書を提出して非課税の措置が適用された者であることを当該特別徴収義務者が確認することができるときは、新たに申請書の提出を要せず、その者が法第七十五条の二各号に掲げる者であることを当該特別徴収義務者が確認することができるときは、第一号又は第二号に定める書類の提示を要しない。

第三十条の三第二項を次のように改める。

2 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、非課税の措置が適用された者の一覧表を作成し、前項の規定により提出を受けた申請書及び書類とともに保存しなければならない。

第四十六条の七中「第二種生活路線維持費補助金、第三種生活路線運行費補助金、特別指定生活路線運行費補助金、生活交通路線維持費補助金」を「生活交通路線維持費補助金、特別指定生活路線運行費補助金」に改める。

第四十六条の八の二中「廃止路線代替バス運行費等補助金又は」を削る。

様式第六号の二中「森戸町6の2 旭町2」を「森戸町6の2 旭町2」に改め、同様に次のように加える。

森戸町6の2 旭町2

森戸町6の2 旭町2

森戸町6の2 旭町2

森戸町6の2 旭町2

森戸町6の2 旭町2

森戸町6の2 旭町2

森戸町6の2 旭町2

森戸町6の2 旭町2

森戸町6の2 旭町2

森戸町6の2 旭町2

様式第6号の2 更正請求書 その2

特定配当等に係る県民税の更正の請求書

年 月 日

秋田県秋田地域振興局長 様

住 所
(所在地)
氏 名 (印)
(名称)
(特別徴収義務者番号)

地方税法第20条の9の3 ^{第1項} _{第2項}の規定により、次のとおり更正の請求をします。

更正の請求の対象となる申告の内容				
区	分	特 定 配 当 等 の 種 類	支 払 金 額 (円)	税 額 (円)
年 月 分	更正請求前	上 場 株 式 等 の 配 当 等	課 税	
			非 課 税	
			計	
		公 募 証 券 投 資 信 託 の 収 益 の 配 当 等	課 税	
			非 課 税	
			計	
	特 定 投 資 法 人 の 投 資 口 の 配 当 等	課 税		
		非 課 税		
		計		
	更正請求後	上 場 株 式 等 の 配 当 等	課 税	
			非 課 税	
			計	
公 募 証 券 投 資 信 託 の 収 益 の 配 当 等		課 税		
		非 課 税		
		計		
特 定 投 資 法 人 の 投 資 口 の 配 当 等	課 税			
	非 課 税			
	計			

更正の請求をする理由及び請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項

- 注 1 この請求書は、納入申告書ごとに作成してください。
 2 この請求書には、更正の請求の理由を証する資料を添付してください。
 3 還付金を口座振替で受領することを希望する場合は、下欄に希望する預金口座を記入してください。ただし、口座名義は、自己のものに限ります。

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合	支店	預金種目	1 当座 2 普通 3 納税準備 4 別段	口座番号	口座名義
-------	--------------------	----	------	--------------------------------	------	------

付表

名 称		特別徴収義務者番号			年 月		年 月分		
配当割額の都道府県別明細書 (単位：円)									
都道府県名	支払金額	申告納入すべき税額	申告納入した額	還付額又は納入額 -	都道府県名	支払金額	申告納入すべき税額	申告納入した額	還付額又は納入額 -
北海道					滋 賀				
青 森					京 都				
岩 手					大 阪				
宮 城					兵 庫				
秋 田					奈 良				
山 形					和 歌 山				
福 島					鳥 取				
茨 城					島 根				
栃 木					岡 山				
群 馬					広 島				
埼 玉					山 口				
千 葉					徳 島				
東 京					香 川				
神 奈 川					愛 媛				
新 潟					高 知				
富 山					福 岡				
石 川					佐 賀				
福 井					長 崎				
山 梨					熊 本				
長 野					大 分				
岐 阜					宮 崎				
静 岡					鹿 児 島				
愛 知					沖 縄				
三 重					合 計				

注 申告納入すべき税額又は申告納入した額には、加算金及び延滞金を含めないでください。

様式第6号の2 更正請求書 その3

特定株式等譲渡所得金額に係る県民税の更正の請求書			
			年 月 日
秋田県秋田地域振興局長 様			
			住所 (所在地)
			氏 名 ㊟ (名 称)
			(特別徴収義務者番号)
地方税法第20条の9の3 ^{第1項} _{第2項} の規定により、次のとおり更正の請求をします。			
更正の請求の対象となる申告の内容			
区	分	課 税	支 払 金 額 (円)
年分	更正請求前	課 税	
		非 課 税	
		計	
中途 月分	更正請求後	課 税	
		非 課 税	
		計	
更正の請求をする理由及び請求をするに至った事情の詳細 その他参考となるべき事項			
注 1 この請求書は、納入申告書ごとに作成してください。 2 この請求書には、更正の請求の理由を証する資料を添付してください。 3 還付金を口座振替で受領することを希望する場合は、下欄に希望する預金口座を記入してください。ただし、口座名義は、自己のものに限ります。			
金融機関名	銀 行 信用金庫 信用組合	支店	預金種目
			1 当座 2 普通 3 納税準備 4 別段
			口座番号
			口座名義

付表

名 称	特別徴収義務者番号	年 月	年 月分
-----	-----------	-----	------

株式等譲渡所得割額の都道府県別明細書

(単位：円)

都道府県名	支払金額	申告納入すべき税額	申告納入した額	還付額又は納入額	都道府県名	支払金額	申告納入すべき税額	申告納入した額	還付額又は納入額
				-					-
北海道					滋 賀				
青 森					京 都				
岩 手					大 阪				
宮 城					兵 庫				
秋 田					奈 良				
山 形					和 歌 山				
福 島					鳥 取				
茨 城					島 根				
栃 木					岡 山				
群 馬					広 島				
埼 玉					山 口				
千 葉					徳 島				
東 京					香 川				
神 奈 川					愛 媛				
新 潟					高 知				
富 山					福 岡				
石 川					佐 賀				
福 井					長 崎				
山 梨					熊 本				
長 野					大 分				
岐 阜					宮 崎				
静 岡					鹿 児 島				
愛 知					沖 縄				
三 重					合 計				

注 申告納入すべき税額又は申告納入した額には、加算金及び延滞金を含めないでください。

様式第三十号中その四をその五とし、その三をその四とし、その二の次に次のように加える。

様式第30号 更正(決定)及び加算金額決定通知書 その3

県民税配当割の更正(決定)及び加算金額決定通知書											
							年 月 日				
特別徴収義務者											
住 所											
(所在地)											
氏 名		様									
(名称)											
特別徴収義務者番号											
							秋田県秋田地域振興局長	印			
<p>地方税法第71条の32第 項並びに第71条の35第 項及び第71条の36第 項の規定により次のとおり更正(決定)したので、通知します。</p> <p>この通知書によつて納入すべき金額については、 年 月 日までに秋田県指定金融機関、秋田県収納代理金融機関又は東北各県内の郵便局に納入してください。</p>											
更正(決定)の対象年月		年 月分		申告期限		・ ・		申告年月日		・ ・	
本 税	区 分	更正(決定)による税額等		既に納入の確定した税額等		差引増減額 (-)		左のうち納入済額		この通知書により納入すべき税額 (-)	
		支払金額	税額	支払金額	税額						
	上場株式等の配当等	課 税	円	円	円	円	円		円		円
		非 課 税									
		計									
	公募証券投資信託の収益の分配に係る配当等	課 税									
		非 課 税									
		計									
	特定投資法人の投資口の配当等	課 税									
		非 課 税									
計											
課 税 合 計	課 税										
	非 課 税										
	計										
加 算 金	区 分		基 本 税 額		率		金 額				
			千円		100		円				
	過少申告加算金	通 常 額				100					
		加 算 額				100					
	計										
不 申 告 加 算 金						100					
重 加 算 金						100					
延 滞 金 額			法律による金額								
この処分について不服がある場合の救済方法			<p>この処分について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により知事に審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書は正副2通を作成してなるべく当地域振興局長を経由して提出してください。</p>								

様式第百六十二号の二の次に次の二様式を加える。

様式第162号の3 配当割に係る課税標準額(支払金額)等の通知書

配当割に係る課税標準額(支払金額)等の通知書				
				年 月 日
様				
				秋田県秋田地域振興局長 印
次のとおり通知します。				
名 称				
所 在 地				
特 別 徴 収 義 務 者 番 号				
年 月	年	月 分		
申 告 納 入 年 月 日	年	月	日	
処 理 年 月 日	年	月	日	
処 理 区 分				
更 正 等 の 理 由				
更 正 し た 税 額	円			
その他参考となるべき事項				
更正に係る都道府県の内訳は、次のとおりです。				
(単位:円)				
都道府県名	支 払 金 額	申告納入すべき税額	申告納入した額	差引納付すべき額

様式第162号の4 株式等譲渡所得割に係る課税標準額（支払金額）等の通知書

株式等譲渡所得割に係る課税標準額（支払金額）等の通知書				
				年 月 日
様				
				秋田県秋田地域振興局長 印
次のとおり通知します。				
名 称				
所 在 地				
特別徴収義務者番号				
年 月	年	月	分	
申告納入年月日	年	月	日	
処 理 年 月 日	年	月	日	
処 理 区 分				
更正等の理由				
更正した税額	円			
その他参考となるべき事項				
更正に係る都道府県の内訳は、次のとおりです。				
(単位：円)				
都道府県名	支払金額	申告納入すべき税額	申告納入した額	差引納付すべき額

様式第八十七号の二中「**姓 別 男 女**」を「**電話番号**」に改める。

様式第八十七号の三中「**性 別 男 女**」を「**電話番号**」に改める。

	「 利用者区分 」	18歳未満	70歳以上	障
障	「 国体 学校 」	証明書番号		
」を「	「 該当事項 」	法750の2（18歳未満）	法750の2（70歳以上）	法750の2（障害者）
	「 確認書類 」	免許証・旅券・身障者手帳等・学生証等		健康保険証・国体参加証明書・その他（ ）

に改める。

（秋田県県税事務取扱規則の一部改正）

第二条 秋田県県税事務取扱規則（昭和三十九年秋田県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

- 「第 三節 目次中「第三節 利子等に係る県民税（第二十七条 第二十七条の四）」を 第 三節 利子等に係る県民税（第二十七条 第二十七条の四）」と改める。
- 「第 三節 三節の一 特定配当等に係る県民税（第二十七条の五 第二十七条の八）」を 第 三節の三 特定株式等譲渡所得金額に係る県民税（第二十七条の九 第二十七条の十一）」と改める。
- 「第 三節 三節の二 特定配当等に係る県民税（第二十七条の九 第二十七条の十一）」を 第 三節の二 特定配当等に係る県民税（第二十七条の九 第二十七条の十一）」と改める。
- 「第 三節 三節の二 特定配当等に係る県民税（第二十七条の九 第二十七条の十一）」を 第 三節の二 特定配当等に係る県民税（第二十七条の九 第二十七条の十一）」と改める。
- 「第 三節 三節の二 特定配当等に係る県民税（第二十七条の九 第二十七条の十一）」を 第 三節の二 特定配当等に係る県民税（第二十七条の九 第二十七条の十一）」と改める。

及び決定の状況その他必要な事項を電子情報処理組織により整理しなければならない。

（更正又は決定の決議）

第二十七条の六 秋田地域振興局長は、法第七十一条の三十二の規定により更正又は決定をしようとするときは、県民税配当割更正（決定）決議書により決議しなければならない。

（加算金額の決定等）

第二十七条の七 秋田地域振興局長は、法第七十一条の三十五又は法第七十一条の三十六の規定により特定配当等に係る県民税に係る過少申告加算金額、不申告加算金額及び加重加算金額の決定をしようとするときは、県民税配当割加算金額決定決議書により決議しなければならない。

2 特定配当等に係る県民税に係る加算金額を徴収する場合には、当該加算金額の決定の通知をした日から一月を経過した日をもその納期限とするものとする。

（特定配当等に係る県民税に係る書類の様式）

第二十七条の八 次の表の上欄に掲げる規定による同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表下欄に掲げるところによるものとする。

上 欄	中 欄	下 欄
第二十七条の六	県民税配当割更正（決定）決議書	様式第十六号の三
第二十七条の七第一項	県民税配当割加算金額決定決議書	様式第十六号の三を用いるものとする。

第三節の三 特定株式等譲渡所得金額に係る県民税

（特定株式等譲渡所得金額に係る県民税に係る申告状況等の整理）

第二十七条の九 秋田地域振興局長は、特定株式等譲渡所得金額に係る県民税に係る申告、更正及び決定の状況その他必要な事項を電子情報処理組織により整理しなければならない。

（更正又は決定の決議）

第二十七条の十 秋田地域振興局長は、法第七十一条の五十二の規定により更正又は決定をしようとするときは、県民税株式等譲渡所得割更正（決定）決議書により決議しなければならない。

（加算金額の決定等）

第二十七条の十一 秋田地域振興局長は、法第七十一条の五十五又は法第七十一条の五十六の規定により特定株式等譲渡所得金額に係る県民税に係る過少申告加算金額、不申告加算金額及び加重加算金額の決定をしようとするときは、県民税株式等譲渡所得割加算金額決定決議書により決議しなければならない。

2 特定株式等譲渡所得金額に係る県民税に係る加算金額を徴収する場合においては、当該加算金額の決定の通知をした日から一月を経過した日をその納期限とするものとする。

(特定株式等譲渡所得金額に係る県民税に係る書類の様式)

第二十七条の十二 次の表の上欄に掲げる規定による同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表下欄に掲げるところによるものとする。

上 欄	中 欄	下 欄
第二十七条の十一 第一項	県民税株式等譲渡所得割加算金額決定決議書 県民税株式等譲渡所得割加算金額決定決議書	様式第十六号の四 様式第十六号の四を用いるものとする。

第六十二条の次に次の節名を付する。

第十六節 産業廃棄物税

第六十三条から第八十二条までを次のように改める。

(産業廃棄物税に係る申告状況等の整理)

第六十三条 地域振興局長は、産業廃棄物税に係る申告、更正及び決定の状況その他必要な事項を電子情報処理組織により整理しなければならない。

(産業廃棄物税の特別徴収義務者の指定等)

第六十四条 地域振興局長は、秋田県産業廃棄物税条例(平成十四年秋田県条例第七十三号)第八条第二項の規定により産業廃棄物税の特別徴収義務者を指定しようとするときは、産業廃棄物税特別徴収義務者指定決議書により決議しなければならない。

2 地域振興局長は、産業廃棄物税特別徴収義務者指定通知書を発付しようとするときは、前項の規定による決議と併せて発付の決議をしなければならない。

(更正又は決定の決議)

第六十五条 地域振興局長は、法第七百三十三条の十六の規定により更正又は決定をしようとするときは、産業廃棄物税更正(決定)決議書により決議しなければならない。

ならない。

(加算金額の決定等)

第六十六条 地域振興局長は、法第七百三十三条の十八又は法第七百三十三条の十九の規定により産業廃棄物税に係る過少申告加算金額、不申告加算金額及び加重加算金額の決定をしようとするときは、産業廃棄物税加算金額決定決議書により決議しなければならない。

2 産業廃棄物税に係る加算金額を徴収する場合には、当該加算金額の決定の通知をした日から一月を経過した日をその納期限とするものとする。

(産業廃棄物税に係る書類の様式)

第六十七条 次の表の上欄に掲げる規定による同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表下欄に掲げるところによるものとする。

上 欄	中 欄	下 欄
第六十四条第一項 第六十五条 第六十六条第一項	産業廃棄物税特別徴収義務者指定決議書 産業廃棄物税更正(決定)決議書 産業廃棄物税加算金額決定決議書	様式第二十号 様式第二十一号 様式第二十一号を用いるものとする。

第六十八条から第八十二条まで 削除

様式第二号の二中その十四をその十七とし、その十三をその十六とし、その十二をその十四とし、その十四の次に次のように加える。

様式第2号の2 調定内訳書 その15

産業廃棄物税調定内訳書											調定年月日		年 月 日	
特別徴収義務者番号	特別徴収義務者	最終処分場の名称	実績年月	申告方法	課税区分	申告年月日	税額 円	加 算 金 額		指 定 納 期 限				
								種 類	金 額 円					

様式第二号の二中その十一をその十三とし、その十をその十二とし、その九をその十一とし、その八をその十とし、その七をその九とし、その六をその八とし、その五をその七とし、その四をその六とし、その三をその五とし、その二の次に次のように加える。

様式第2号の2 調定内訳書 その3

県民税配当割調定内訳書										調 定 年 月 日		年 月 日	
特別徴収義務者番号	特別徴収義務者	最終処分場の名称	実績年月	申告方法	課税区分	申告年月日	税 額 円	加 算 金 額		指 定 納 期 限			
								種 類	金 額 円				

様式第2号の2 調定内訳書 その4

県民税株式等譲渡所得割調定内訳書												
特別徴収義務者番号	特別徴収義務者	実績年(月)	申告方法	課税区分	申告年月日	税額 円	加算金額		年月日	指定納期限		
							種類	金額 円				

様式第三号

県 民 税 利 子 割		件数				
		税額				

県 民 税 利 子 割	件数		
	税額		
県 民 税 配 当 割	件数		
	税額		
県民税株式等譲渡所得割	件数		
	税額		

入 税		件数	
		税額	
入 業 廃 棄 物 税		件数	
		税額	

入 業 廃 棄 物 税		件数	
		税額	

件数				
税額				
件数				
税額				

様式第十六号の二次に次の二様式を加える。

に改める。

様式第16号の3 県民税配当割更正(決定)決議書

県民税配当割の更正(決定)及び加算金額の決定並びに通知書発付決議書													
決 裁	(長)				起 案 者 職 氏 名								
					⑩								
住 所 (所在地)					発議年月日		年 月 日						
					決議年月日		年 月 日						
氏 名 (名 称)					通知年月日		年 月 日						
特 別 徴 収 義務者番号					公印使用承認								
地方税法第71条の32第 項並びに第71条の35第 項及び第71条の36第 項の規定による更正(決定)													
指定納期限 年 月 日													
更正(決定)の対象年月			年 月 分		申告期限		. . .		申告年月日		. . .		
本 税	区 分		更正(決定)による税額等		既に納入の確定した税額等		差引増減額 (-)		左のうち納入済額		この通知書により納入すべき税額 (-)		
			支払金額	税額	支払金額	税額							
	上場株式等の配当等		課 税	円	円	円	円	円		円		円	
			非 課 税		/	/	/		/		/		
			計				/		/		/		
	公募証券投資信託の収益の分配に係る配当等		課 税					/		/		/	
			非 課 税		/	/	/		/		/		
			計				/		/		/		
	特定投資法人の投資口の配当等		課 税					/		/		/	
			非 課 税		/	/	/		/		/		
計						/		/		/			
課 税 合 計		課 税					/		/		/		
		非 課 税		/	/	/		/		/			
		計				/		/		/			
加 算 金	区 分		基 本 税 額			率		金 額					
	過少申告加算金		通常額			千円		円					
			加算額			100							
			計			/		/					
	不 申 告 加 算 金					100							
重 加 算 金					100								
備 考													

様式第16号の4 県民税株式等譲渡所得割更正(決定)決議書

県民税株式等譲渡所得割の更正(決定)及び加算金額の決定並びに通知書発付決議書

発議年月日	年月日	起案者職氏名	④ 公印使用承認
決議年月日	年月日	(長)	
通知書発付年月日	年月日		

特別徴収義務者

番号	
名称	
所在地	

指定納期限 年月日

更正(決定)の対象年月	本 区 分	課税標準	税 額	加 算				申告年月日 申告期限	備 考
				基本税額	率	金額			
年 月分	今回	する額	円	過少申告 加算金	円	%	円		
		既に確定している額		通常額 加算金 計					
年 月分	今回	差引増減額(-)	円	不申告 加算金					
		既に確定している額		通常額 加算金 計					
年 月分	今回	する額	円	過少申告 加算金	円	%	円		
		既に確定している額		通常額 加算金 計					
年 月分	今回	差引増減額(-)	円	不申告 加算金					
		既に確定している額		通常額 加算金 計					
年 月分	今回	する額	円	過少申告 加算金	円	%	円		
		既に確定している額		通常額 加算金 計					
年 月分	今回	差引増減額(-)	円	不申告 加算金					
		既に確定している額		通常額 加算金 計					
年 月分	今回	する額	円	過少申告 加算金	円	%	円		
		既に確定している額		通常額 加算金 計					
年 月分	今回	差引増減額(-)	円	不申告 加算金					
		既に確定している額		通常額 加算金 計					
年 月分	今回	する額	円	過少申告 加算金	円	%	円		
		既に確定している額		通常額 加算金 計					
年 月分	今回	差引増減額(-)	円	不申告 加算金					
		既に確定している額		通常額 加算金 計					
年 月分	今回	する額	円	過少申告 加算金	円	%	円		
		既に確定している額		通常額 加算金 計					
年 月分	今回	差引増減額(-)	円	不申告 加算金					
		既に確定している額		通常額 加算金 計					
年 月分	今回	する額	円	過少申告 加算金	円	%	円		
		既に確定している額		通常額 加算金 計					
年 月分	今回	差引増減額(-)	円	不申告 加算金					
		既に確定している額		通常額 加算金 計					

様式第三十号から様式第七十号までを次のように改める。

様式第30号 産業廃棄物税特別徴収義務者指定決議書

決 裁	(長)		起案者職氏名	⑩
	指定通知書発付年月日	・ ・		
発 議 年 月 日 決 議 年 月 日				
産業廃棄物税特別徴収義務者指定決議書 (産業廃棄物税特別徴収義務者指定通知書発付決議書)				
最 終 処 分 場	所 在 地			
	名 称			
指 定 事 項	特別徴収義務者	住 所 (所 在 地)		
		氏 名 (名 称)		
備 考				

様式第31号 産業廃棄物税更正(決定)決議書

産業廃棄物税の更正(決定)及び加算金額の決定並びに通知書発付決議書

発議年月日	年月日	起案者職氏名	(印)	公印使用承認
決議年月日	年月日	(長)		
通知書発付年月日	年月日			

特別徴収義務者
又は納税者

番号	番
名称	名
所在地	所

指定納期限 年月日

更正(決定)の対象年月	本 区 分	課税標準	税 額	加 算 金 額				申告年月日	備 考
				区 分	基本税額	率	金額		
年 月分	今回	する額	円	過少申告加算金	円	%	円		
	既に確定している額			加重算額					
年 月分	今回	する額	円	過少申告加算金	円	%	円		
	既に確定している額			加重算額					
年 月分	今回	する額	円	過少申告加算金	円	%	円		
	既に確定している額			加重算額					
年 月分	今回	する額	円	過少申告加算金	円	%	円		
	既に確定している額			加重算額					
年 月分	今回	する額	円	過少申告加算金	円	%	円		
	既に確定している額			加重算額					
年 月分	今回	する額	円	過少申告加算金	円	%	円		
	既に確定している額			加重算額					
年 月分	今回	する額	円	過少申告加算金	円	%	円		
	既に確定している額			加重算額					
年 月分	今回	する額	円	過少申告加算金	円	%	円		
	既に確定している額			加重算額					
年 月分	今回	する額	円	過少申告加算金	円	%	円		
	既に確定している額			加重算額					
年 月分	今回	する額	円	過少申告加算金	円	%	円		
	既に確定している額			加重算額					

様式第32号から様式第70号まで 削除

様式第九十一号(1)及び(2)中

県民税利子割	現	
	繰計	

県民税利子割	現	
	繰計	
県民税配当割	現	
	繰計	
県民税株式等譲渡所得割	現	
	繰計	

人 猫 税	現	
	繰計	

人 猫 産 業 廢 棄 物	現	
	繰計	

税	現	
	繰計	
人 猫 税	現	
	繰計	

に改め、同様式(3)

県民税利子割	現	
	繰計	

人 猫 税	現	
	繰計	

計		
現		
繰		
計		
現		
繰		
計		
現		
繰		
計		

県 民 税 配 当 割

県 民 税 株 式 等 譲 渡 所 得 割

計		
現		
繰		
計		
現		
繰		
計		
現		
繰		
計		

入 税 入

計		
現		
繰		
計		
現		
繰		
計		
現		
繰		
計		

入 業 産 入

現											
繰											
計											
現											
繰											
計											

物 税

子 割 分

様式第九十六号中

現											
繰											
計											
現											
繰											
計											

入 業 産 入

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

入 猟 税		件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
滞納繰越分	現年課税分								
産業廃棄物税	現年課税分								
滞納繰越分	現年課税分								

に改める。

様式第百十九号の二中	県 民 税 利 子 割	現 繰					
------------	-------------	-----	--	--	--	--	--

	県 民 税 利 子 割	現 繰					
--	-------------	-----	--	--	--	--	--

	県 民 税 配 当 割	現 繰					
--	-------------	-----	--	--	--	--	--

	県民税株式等譲渡所得割	現 繰					
--	-------------	-----	--	--	--	--	--

	料理飲食等消費税	現 繰					
	特別地方消費税	現 繰					

	産 業 廃 棄 物 税	現 繰					
	甲法による税	現 繰					
	料理飲食等消費税	現 繰					
	特別地方消費税	現 繰					

に改める。

附 則
この規則は、平成十六年一月一日から施行する。ただし、第一条中秋田県県税条例施行規則第四十六条の七及び第四十六条の八の二の改正規定は、公布の日から施行す

る。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0863)000505
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄